

神科第二保育園GHPエアコン改修・新設工事 特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事場所

上田市古里137-6番地 他2筆

2. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階 数 (階)	延面積 (㎡)	消防法施行令 別表第一の区分	耐震分類	備 考
保育園	木造	平屋建	—	6項 (ハ)	(Ⅱ 類)	準耐火構造物

3. 設備概要 (〇印を付けたものを適用する)

方 法 及 び 種 別	設 備 概 要
空 調 方 式	・ ガス吸収式 ・ 空冷ヒートポンプ ・
冷 暖 房 方 式	○ ガスヒートポンプ ・ 空冷ヒートポンプ ・
暖 房 方 式	・ 温風暖房 ・ 温水暖房 ・ FF暖房 ・
換 気 方 式	・ 局所換気 ・ セントラル方式 ・
給 水 方 式	・ 水道直結式 ・ 加圧式 ・ 高置タンク式 (・ 上水 ・ 井水)
排 水 方 式	・ 建物内汚水、雑排水 (・ 分流 ・ 合流) ・ 建物外汚水、雑排水 (・ 分流 ・ 合流) 浄化槽 (・ 合併 ・ 単独) 放流先 (・ 公共下水 ・)

4. 図面目録

○ 別紙参照

下記の通り

番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

Ⅱ 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁審部「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という)による。

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。

2. 特記仕様

(1) 章及び項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、・印のままのものは適用しない。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 機材等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。但し、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承認を受ける。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあつては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 ● 品質及び性能を有することの証明となる資料を提出する機材等 ○ (社)公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機械設備機材等 ・ ・ ・ ○ その他監督職員の指示によるもの
	② 使用材料発注先調書	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調書を作成し、監督職員の承認を受ける。
③ 施工条件明示項目	④ 化学物質を発散する建築材料等	※ 現場説明書による 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを発生しないものとは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。
	ホルムアルデヒドの発散量	規 制 対 象 外 該 当 す る 建 築 材 料 第 三 種 ① JIS及びJASの☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 ④ JIS及びJASの☆☆☆☆規格品 ⑤ 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ⑥ 旧JISのE6規格品 ⑦ 旧JASのF60規格品
⑤ ベースドシール剤		飲料水配管系に使用されているベースドシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。 ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン・パラジクロロベンゼン・テトラチン・クロロリノール・フェノプロパル・ダイアジン・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

電気保安技術者を設置する。
⑥ 電気保安技術者の適用
⑦ 技能士の適用
⑧ 監督員事務所
⑨ 工事用電力・用水等
⑩ 完成図等

電気保安技術者を設置する。
○ 配管(1.2) ○ 冷凍空調設備(1.2) ○ 熱絶縁(1.2) ・ 建築業(1.2) ○ 監督員の指示による
⑪ 設計図面
⑫ 完成図 (※ 設計図書で示したものの全て) ・ 標準表1.7.11による ○ 監督員の指示による
作成方法 ○ 製本
○ 見開きA3縮小版 2〜3部 (黒表紙金文字表紙)
○ 見開きA1版 1部 (ビニール表紙)
○ CADデータ (○ CD-R 1部)

⑬ 安全に関する資料(1部)
※ 監督員の指示による
○ 別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ○ 本工事で負担する。
・ 改修機械設備標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
・ 内部仮設足場等 (・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等 (・ 種 ・ 種)
・ 資材の保管
・ 監督員が指示する構内の場所に敷ならし ・ 構内指定場所にたいへん ○ 構外搬出適切処理
・ 埋め戻し土・盛土
・ 根切中の山留め (たし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂) ・ 山砂の類
・ 根切中の山留め ・ 有 (・ 無)
・ 工事に先立ち手引き第2編による廃棄物等処理計画を監督職員に提出し、しゅん工時には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。
(1) 引渡しを要するもの ○ 無 ・ 有 (・)
(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出関係法令により適切に処理すること。
(3) 特別管理産業廃棄物 ○ 無 ・ 有 (・)
(4) 再利用又は再生資源化を図るもの (コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、金属くず、塩ど管、)

⑭ 文字入札名等
⑮ 取扱説明書
⑯ 総合調整
⑰ 容量等の表示
⑱ 耐震措置

標準仕様書第1編1.7.41によるほか、バルブ類等には必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。機器等の取り付け方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明書(アクリル樹脂製、文字彫込み程度)を設ける。大きさは、約1/4版(㎡)とする。
○ 風量調整 ・ 水量調整 ○ 室内外空気の温度測定 ・ 室内気流及びじんあい測定 ○ 騒音測定
・ 飲料水の品質の測定 (・ 水質基準検査10項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ・ トルエン)
飲料水の品質の測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。
(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすけ付け、取付又は支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。
(1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水櫃その他の貯槽にあつては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平震度乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	○ 特定の施設 (・ 甲類 ○ 乙類)	・ 一般の施設 (乙類)	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	(2.0)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
中 間 階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
地下階、一階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	(1.5)	(1.0)	(1.0)	(0.6)

(注) 1. (・)内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. (・)内の数値は水櫃類に適用する。
3. 「上層階」は、2〜6階建以下の場合は最上層、7〜9階建の場合は上層2階とする。
4. 「重要機器」とは下記に示すものとする。
・ 給水装置 ・ 排水装置 ・ 換気機器 ○ 空調機器 ・ 防災設備 ・ 監視制御設備
・ 危険物貯蔵装置 ○ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器
・ 危険物貯蔵装置 ○ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
機械設備工事標準仕様書第2編5章による。
○ 引き抜き試験
・ 性能確認試験 (・ 本) ・ 施工後確認試験 (・ 本)を確認強度 (・)kNにて行う
○ 施工上の適用(第1種、第2種) あと施工アンカー-施工士による
・ (社)日本建築業とあと施工アンカー協会認定資格

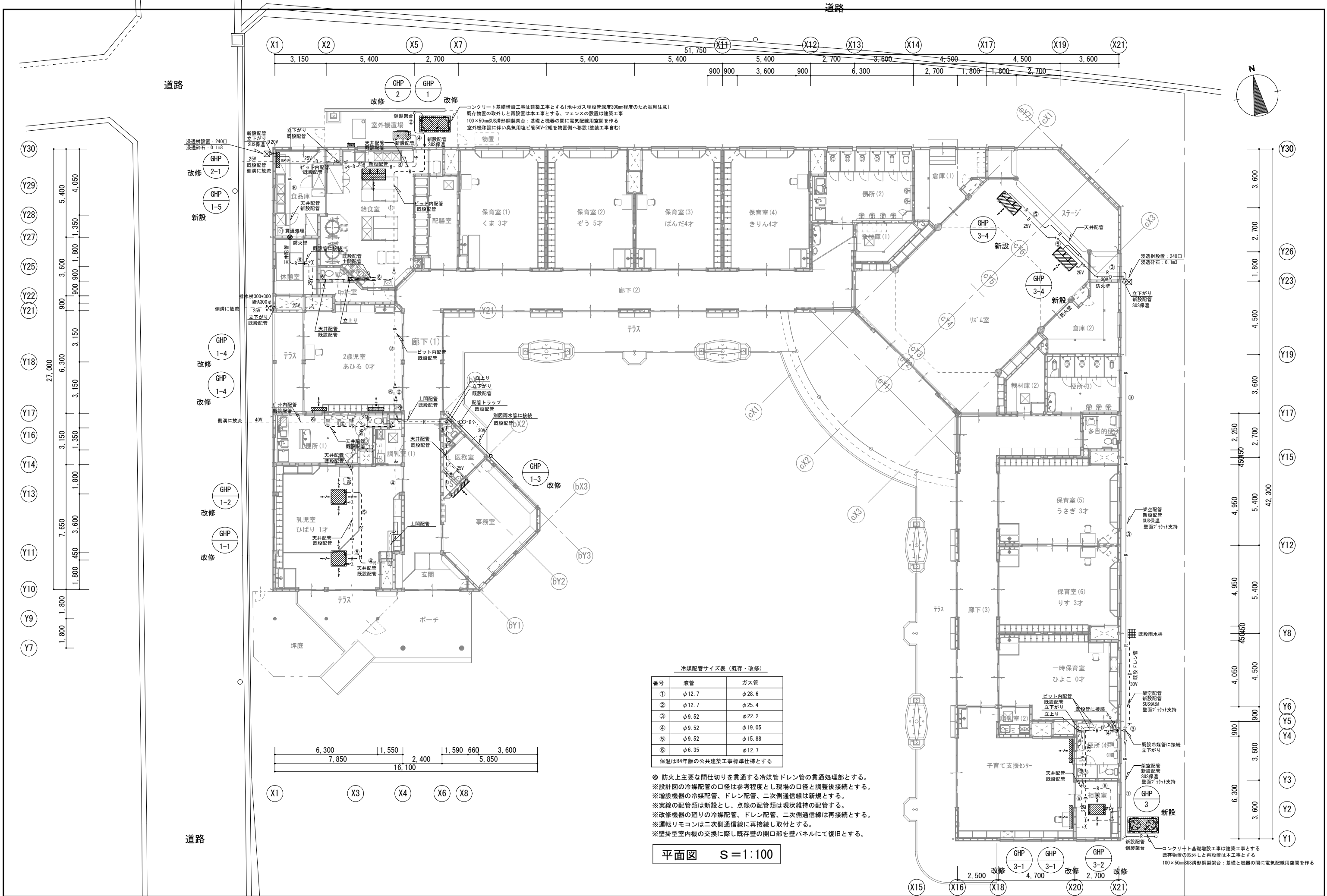
②5 あと施工アンカー確認試験
②6 吊金物
②7 配管勾配
②8 管の保護
②9 管の埋設
③0 管の埋設表示
③1 排水管の非破壊検査
③2 管の埋設
③3 管の埋設表示
③4 管の埋設表示
③5 管の埋設表示
③6 管の埋設表示
③7 管の埋設表示
③8 管の埋設表示
③9 管の埋設表示
④0 管の埋設表示
④1 管の埋設表示
④2 管の埋設表示
④3 管の埋設表示
④4 管の埋設表示
④5 管の埋設表示
④6 管の埋設表示
④7 管の埋設表示
④8 管の埋設表示
④9 管の埋設表示
⑤0 管の埋設表示
⑤1 管の埋設表示
⑤2 管の埋設表示
⑤3 管の埋設表示
⑤4 管の埋設表示
⑤5 管の埋設表示
⑤6 管の埋設表示
⑤7 管の埋設表示
⑤8 管の埋設表示
⑤9 管の埋設表示
⑥0 管の埋設表示
⑥1 管の埋設表示
⑥2 管の埋設表示
⑥3 管の埋設表示
⑥4 管の埋設表示
⑥5 管の埋設表示
⑥6 管の埋設表示
⑥7 管の埋設表示
⑥8 管の埋設表示
⑥9 管の埋設表示
⑦0 管の埋設表示
⑦1 管の埋設表示
⑦2 管の埋設表示
⑦3 管の埋設表示
⑦4 管の埋設表示
⑦5 管の埋設表示
⑦6 管の埋設表示
⑦7 管の埋設表示
⑦8 管の埋設表示
⑦9 管の埋設表示
⑧0 管の埋設表示
⑧1 管の埋設表示
⑧2 管の埋設表示
⑧3 管の埋設表示
⑧4 管の埋設表示
⑧5 管の埋設表示
⑧6 管の埋設表示
⑧7 管の埋設表示
⑧8 管の埋設表示
⑧9 管の埋設表示
⑨0 管の埋設表示
⑨1 管の埋設表示
⑨2 管の埋設表示
⑨3 管の埋設表示
⑨4 管の埋設表示
⑨5 管の埋設表示
⑨6 管の埋設表示
⑨7 管の埋設表示
⑨8 管の埋設表示
⑨9 管の埋設表示
⑩0 管の埋設表示
⑩1 管の埋設表示
⑩2 管の埋設表示
⑩3 管の埋設表示
⑩4 管の埋設表示
⑩5 管の埋設表示
⑩6 管の埋設表示
⑩7 管の埋設表示
⑩8 管の埋設表示
⑩9 管の埋設表示
⑪0 管の埋設表示
⑪1 管の埋設表示
⑪2 管の埋設表示
⑪3 管の埋設表示
⑪4 管の埋設表示
⑪5 管の埋設表示
⑪6 管の埋設表示
⑪7 管の埋設表示
⑪8 管の埋設表示
⑪9 管の埋設表示
⑫0 管の埋設表示
⑫1 管の埋設表示
⑫2 管の埋設表示
⑫3 管の埋設表示
⑫4 管の埋設表示
⑫5 管の埋設表示
⑫6 管の埋設表示
⑫7 管の埋設表示
⑫8 管の埋設表示
⑫9 管の埋設表示
⑬0 管の埋設表示
⑬1 管の埋設表示
⑬2 管の埋設表示
⑬3 管の埋設表示
⑬4 管の埋設表示
⑬5 管の埋設表示
⑬6 管の埋設表示
⑬7 管の埋設表示
⑬8 管の埋設表示
⑬9 管の埋設表示
⑭0 管の埋設表示
⑭1 管の埋設表示
⑭2 管の埋設表示
⑭3 管の埋設表示
⑭4 管の埋設表示
⑭5 管の埋設表示
⑭6 管の埋設表示
⑭7 管の埋設表示
⑭8 管の埋設表示
⑭9 管の埋設表示
⑮0 管の埋設表示
⑮1 管の埋設表示
⑮2 管の埋設表示
⑮3 管の埋設表示
⑮4 管の埋設表示
⑮5 管の埋設表示
⑮6 管の埋設表示
⑮7 管の埋設表示
⑮8 管の埋設表示
⑮9 管の埋設表示
⑯0 管の埋設表示
⑯1 管の埋設表示
⑯2 管の埋設表示
⑯3 管の埋設表示
⑯4 管の埋設表示
⑯5 管の埋設表示
⑯6 管の埋設表示
⑯7 管の埋設表示
⑯8 管の埋設表示
⑯9 管の埋設表示
⑰0 管の埋設表示
⑰1 管の埋設表示
⑰2 管の埋設表示
⑰3 管の埋設表示
⑰4 管の埋設表示
⑰5 管の埋設表示
⑰6 管の埋設表示
⑰7 管の埋設表示
⑰8 管の埋設表示
⑰9 管の埋設表示
⑱0 管の埋設表示
⑱1 管の埋設表示
⑱2 管の埋設表示
⑱3 管の埋設表示
⑱4 管の埋設表示
⑱5 管の埋設表示
⑱6 管の埋設表示
⑱7 管の埋設表示
⑱8 管の埋設表示
⑱9 管の埋設表示
⑲0 管の埋設表示
⑲1 管の埋設表示
⑲2 管の埋設表示
⑲3 管の埋設表示
⑲4 管の埋設表示
⑲5 管の埋設表示
⑲6 管の埋設表示
⑲7 管の埋設表示
⑲8 管の埋設表示
⑲9 管の埋設表示
⑳0 管の埋設表示
⑳1 管の埋設表示
⑳2 管の埋設表示
⑳3 管の埋設表示
⑳4 管の埋設表示
⑳5 管の埋設表示
⑳6 管の埋設表示
⑳7 管の埋設表示
⑳8 管の埋設表示
⑳9 管の埋設表示
㉑0 管の埋設表示
㉑1 管の埋設表示
㉑2 管の埋設表示
㉑3 管の埋設表示
㉑4 管の埋設表示
㉑5 管の埋設表示
㉑6 管の埋設表示
㉑7 管の埋設表示
㉑8 管の埋設表示
㉑9 管の埋設表示
㉒0 管の埋設表示
㉒1 管の埋設表示
㉒2 管の埋設表示
㉒3 管の埋設表示
㉒4 管の埋設表示
㉒5 管の埋設表示
㉒6 管の埋設表示
㉒7 管の埋設表示
㉒8 管の埋設表示
㉒9 管の埋設表示
㉓0 管の埋設表示
㉓1 管の埋設表示
㉓2 管の埋設表示
㉓3 管の埋設表示
㉓4 管の埋設表示
㉓5 管の埋設表示
㉓6 管の埋設表示
㉓7 管の埋設表示
㉓8 管の埋設表示
㉓9 管の埋設表示
㉔0 管の埋設表示
㉔1 管の埋設表示
㉔2 管の埋設表示
㉔3 管の埋設表示
㉔4 管の埋設表示
㉔5 管の埋設表示
㉔6 管の埋設表示
㉔7 管の埋設表示
㉔8 管の埋設表示
㉔9 管の埋設表示
㉕0 管の埋設表示
㉕1 管の埋設表示
㉕2 管の埋設表示
㉕3 管の埋設表示
㉕4 管の埋設表示
㉕5 管の埋設表示
㉕6 管の埋設表示
㉕7 管の埋設表示
㉕8 管の埋設表示
㉕9 管の埋設表示
㉖0 管の埋設表示
㉖1 管の埋設表示
㉖2 管の埋設表示
㉖3 管の埋設表示
㉖4 管の埋設表示
㉖5 管の埋設表示
㉖6 管の埋設表示
㉖7 管の埋設表示
㉖8 管の埋設表示
㉖9 管の埋設表示
㉗0 管の埋設表示
㉗1 管の埋設表示
㉗2 管の埋設表示
㉗3 管の埋設表示
㉗4 管の埋設表示
㉗5 管の埋設表示
㉗6 管の埋設表示
㉗7 管の埋設表示
㉗8 管の埋設表示
㉗9 管の埋設表示
㉘0 管の埋設表示
㉘1 管の埋設表示
㉘2 管の埋設表示
㉘3 管の埋設表示
㉘4 管の埋設表示
㉘5 管の埋設表示
㉘6 管の埋設表示
㉘7 管の埋設表示
㉘8 管の埋設表示
㉘9 管の埋設表示
㉙0 管の埋設表示
㉙1 管の埋設表示
㉙2 管の埋設表示
㉙3 管の埋設表示
㉙4 管の埋設表示
㉙5 管の埋設表示
㉙6 管の埋設表示
㉙7 管の埋設表示
㉙8 管の埋設表示
㉙9 管の埋設表示
㉚0 管の埋設表示
㉚1 管の埋設表示
㉚2 管の埋設表示
㉚3 管の埋設表示
㉚4 管の埋設表示
㉚5 管の埋設表示
㉚6 管の埋設表示
㉚7 管の埋設表示
㉚8 管の埋設表示
㉚9 管の埋設表示
㉛0 管の埋設表示
㉛1 管の埋設表示
㉛2 管の埋設表示
㉛3 管の埋設表示
㉛4 管の埋設表示
㉛5 管の埋設表示
㉛6 管の埋設表示
㉛7 管の埋設表示
㉛8 管の埋設表示
㉛9 管の埋設表示
㉜0 管の埋設表示
㉜1 管の埋設表示
㉜2 管の埋設表示
㉜3 管の埋設表示
㉜4 管の埋設表示
㉜5 管の埋設表示
㉜6 管の埋設表示
㉜7 管の埋設表示
㉜8 管の埋設表示
㉜9 管の埋設表示
㉝0 管の埋設表示
㉝1 管の埋設表示
㉝2 管の埋設表示
㉝3 管の埋設表示
㉝4 管の埋設表示
㉝5 管の埋設表示
㉝6 管の埋設表示
㉝7 管の埋設表示
㉝8 管の埋設表示
㉝9 管の埋設表示
㉞0 管の埋設表示
㉞1 管の埋設表示
㉞2 管の埋設表示
㉞3 管の埋設表示
㉞4 管の埋設表示
㉞5 管の埋設表示
㉞6 管の埋設表示
㉞7 管の埋設表示
㉞8 管の埋設表示
㉞9 管の埋設表示
㉟0 管の埋設表示
㉟1 管の埋設表示
㉟2 管の埋設表示
㉟3 管の埋設表示
㉟4 管の埋設表示
㉟5 管の埋設表示
㉟6 管の埋設表示
㉟7 管の埋設表示
㉟8 管の埋設表示
㉟9 管の埋設表示
㊱0 管の埋設表示
㊱1 管の埋設表示
㊱2 管の埋設表示
㊱3 管の埋設表示
㊱4 管の埋設表示
㊱5 管の埋設表示
㊱6 管の埋設表示
㊱7 管の埋設表示
㊱8 管の埋設表示
㊱9 管の埋設表示
㊲0 管の埋設表示
㊲1 管の埋設表示
㊲2 管の埋設表示
㊲3 管の埋設表示
㊲4 管の埋設表示
㊲5 管の埋設表示
㊲6 管の埋設表示
㊲7 管の埋設表示
㊲8 管の埋設表示
㊲9 管の埋設表示
㊳0 管の埋設表示
㊳1 管の埋設表示
㊳2 管の埋設表示
㊳3 管の埋設表示
㊳4 管の埋設表示
㊳5 管の埋設表示
㊳6 管の埋設表示
㊳7 管の埋設表示
㊳8 管の埋設表示
㊳9 管の埋設表示
㊴0 管の埋設表示
㊴1 管の埋設表示
㊴2 管の埋設表示
㊴3 管の埋設表示
㊴4 管の埋設表示
㊴5 管の埋設表示
㊴6 管の埋設表示
㊴7 管の埋設表示
㊴8 管の埋設表示
㊴9 管の埋設表示
㊵0 管の埋設表示
㊵1 管の埋設表示
㊵2 管の埋設表示
㊵3 管の埋設表示
㊵4 管の埋設表示
㊵5 管の埋設表示
㊵6 管の埋設表示
㊵7 管の埋設表示
㊵8 管の埋設表示
㊵9 管の埋設表示
㊶0 管の埋設表示
㊶1 管の埋設表示
㊶2 管の埋設表示
㊶3 管の埋設表示
㊶4 管の埋設表示
㊶5 管の埋設表示
㊶6 管の埋設表示
㊶7 管の埋設表示
㊶8 管の埋設表示
㊶9 管の埋設表示
㊷0 管の埋設表示
㊷1 管の埋設表示
㊷2 管の埋設表示
㊷3 管の埋設表示
㊷4 管の埋設表示
㊷5 管の埋設表示
㊷6 管の埋設表示
㊷7 管の埋設表示
㊷8 管の埋設表示
㊷9 管の埋設表示
㊸0 管の埋設表示
㊸1 管の埋設表示
㊸2 管の埋設表示
㊸3 管の埋設表示
㊸4 管の埋設表示
㊸5 管の埋設表示
㊸6 管の埋設表示
㊸7 管の埋設表示
㊸8 管の埋設表示
㊸9 管の埋設表示
㊹0 管の埋設表示
㊹1 管の埋設表示
㊹2 管の埋設表示
㊹3 管の埋設表示
㊹4 管の埋設表示
㊹5 管の埋設表示
㊹6 管の埋設表示
㊹7 管の埋設表示
㊹8 管の埋設表示
㊹9 管の埋設表示
㊺0 管の埋設表示
㊺1 管の埋設表示
㊺2 管の埋設表示
㊺3 管の埋設表示
㊺4 管の埋設表示
㊺5 管の埋設表示
㊺6 管の埋設表示
㊺7 管の埋設表示
㊺8 管の埋設表示
㊺9 管の埋設表示
㊻0 管の埋設表示
㊻1 管の埋設表示
㊻2 管の埋設表示
㊻3 管の埋設表示
㊻4 管の埋設表示
㊻5 管の埋設表示
㊻6 管の埋設表示
㊻7 管の埋設表示
㊻8 管の埋設表示
㊻9 管の埋設表示
㊼0 管の埋設表示
㊼1 管の埋設表示
㊼2 管の埋設表示
㊼3 管の埋設表示
㊼4 管の埋設表示
㊼5 管の埋設表示
㊼6 管の埋設表示
㊼7 管の埋設表示
㊼8 管の埋設表示
㊼9 管の埋設表示
㊽0 管の埋設表示
㊽1 管の埋設表示
㊽2 管の埋設表示
㊽3 管の埋設表示
㊽4 管の埋設表示
㊽5 管の埋設表示
㊽6 管の埋設表示
㊽7 管の埋設表示
㊽8 管の埋設表示
㊽9 管の埋設表示
㊾0 管の埋設表示
㊾1 管の埋設表示
㊾2 管の埋設表示
㊾3 管の埋設表示
㊾4 管の埋設表示
㊾5 管の埋設表示
㊾6 管の埋設表示
㊾7 管の埋設表示
㊾8 管の埋設表示
㊾9 管の埋設表示
㊿0 管の埋設表示
㊿1 管の埋設表示
㊿2 管の埋設表示
㊿3 管の埋設表示
㊿4 管の埋設表示
㊿5 管の埋設表示
㊿6 管の埋設表示
㊿7 管の埋設表示
㊿8 管の埋設表示
㊿9 管の埋設表示
㋀0 管の埋設表示
㋀1 管の埋設表示
㋀2 管の埋設表示
㋀3 管の埋設表示
㋀4 管の埋設表示
㋀5 管の埋設表示
㋀6 管の埋設表示
㋀7 管の埋設表示
㋀8 管の埋設表示
㋀9 管の埋設表示
㋁0 管の埋設表示
㋁1 管の埋設表示
㋁2 管の埋設表示
㋁3 管の埋設表示
㋁4 管の埋設表示
㋁5 管の埋設表示
㋁6 管の埋設表示
㋁7 管の埋設表示
㋁8 管の埋設表示
㋁9 管の埋設表示
㋂0 管の埋設表示
㋂1 管の埋設表示
㋂2 管の埋設表示
㋂3 管の埋設表示
㋂4 管の埋設表示
㋂5 管の埋設表示
㋂6 管の埋設表示
㋂7 管の埋設表示
㋂8 管の埋設表示
㋂9 管の埋設表示
㋃0 管の埋設表示
㋃1 管の埋設表示
㋃2 管の埋設表示
㋃3 管の埋設表示
㋃4 管の埋設表示
㋃5 管の埋設表示
㋃6 管の埋設表示
㋃7 管の埋設表示
㋃8 管の埋設表示
㋃9 管の埋設表示
㋄0 管の埋設表示
㋄1 管の埋設表示
㋄2 管の埋設表示
㋄3 管の埋設表示
㋄4 管の埋設表示
㋄5 管の埋設表示
㋄6 管の埋設表示
㋄7 管の埋設表示
㋄8 管の埋設表示
㋄9 管の埋設表示
㋅0 管の埋設表示
㋅1 管の埋設表示
㋅2 管の埋設表示
㋅3 管の埋設表示
㋅4 管の埋設表示
㋅5 管の埋設表示
㋅6 管の埋設表示
㋅7 管の埋設表示
㋅8 管の埋設表示
㋅9 管の埋設表示
㋆0 管の埋設表示
㋆1 管の埋設表示
㋆2 管の埋設表示
㋆3 管の埋設表示
㋆4 管の埋設表示
㋆5 管の埋設表示
㋆6 管の埋設表示
㋆7 管の埋設表示
㋆8 管の埋設表示
㋆9 管の埋設表示
㋇0 管の埋設表示
㋇1 管の埋設表示
㋇2 管の埋設表示
㋇3 管の埋設表示
㋇4 管の埋設表示
㋇5 管の埋設表示
㋇6 管の埋設表示
㋇7 管の埋設表示
㋇8 管の埋設表示
㋇9 管の埋設表示
㋈0 管の埋設表示
㋈1 管の埋設表示
㋈2 管の埋設表示
㋈3 管の埋設表示
㋈4 管の埋設表示
㋈5 管の埋設表示
㋈6 管の埋設表示
㋈7 管の埋設表示
㋈8 管の埋設表示
㋈9 管の埋設表示
㋉0 管の埋設表示
㋉1 管の埋設表示
㋉2 管の埋設表示
㋉3 管の埋設表示
㋉4 管の埋設表示
㋉5 管の埋設表示
㋉6 管の埋設表示
㋉7 管の埋設表示
㋉8 管の埋設表示
㋉9 管の埋設表示
㋊0 管の埋設表示
㋊1 管の埋設表示
㋊2 管の埋設表示
㋊3 管の埋設表示
㋊4 管の埋設表示
㋊5 管の埋設表示
㋊6 管の埋設表示
㋊7 管の埋設表示
㋊8 管の埋設表示
㋊9 管の埋設表示
㋋0 管の埋設表示
㋋1 管の埋設表示
㋋2 管の埋設表示
㋋3 管の埋設表示
㋋4 管の埋設表示
㋋5 管の埋設表示
㋋6 管の埋設表示
㋋7 管の埋設表示
㋋8 管の埋設表示
㋋9 管の埋設表示
㋌0 管の埋設表示
㋌1 管の埋設表示
㋌2 管の埋設表示
㋌3 管の埋設表示
㋌4 管の埋設表示
㋌5 管の埋設表示
㋌6 管の埋設表示
㋌7 管の埋設表示
㋌8 管の埋設表示
㋌9 管の埋設表示
㋍0 管の埋設表示
㋍1 管の埋設表示
㋍2 管の埋設表示
㋍3 管の埋設表示
㋍4 管の埋設表示
㋍5 管の埋設表示
㋍6 管の埋設表示
㋍7 管の埋設表示
㋍8 管の埋設表示
㋍9 管の埋設表示
㋎0 管の埋設表示
㋎1 管の埋設表示
㋎2 管の埋設表示
㋎3 管の埋設表示
㋎4 管の埋設表示
㋎5 管の埋設表示
㋎6 管の埋設表示
㋎7 管の埋設表示
㋎8 管の埋設表示
㋎9 管の埋設表示
㋏0 管の埋設表示
㋏1 管の埋設表示
㋏2 管の埋設表示
㋏3 管の埋設表示
㋏4 管の埋設表示
㋏5 管の埋設表示
㋏6 管の埋設表示
㋏7 管の埋設表示
㋏8 管の埋設表示
㋏9 管の埋設表示
㋐0 管の埋設表示
㋐1 管の埋設表示
㋐2 管の埋設表示
㋐3 管の埋設表示
㋐4 管の埋設表示
㋐5 管の埋設表示
㋐6 管の埋設表示
㋐7 管の埋設表示
㋐8 管の埋設表示
㋐9 管の埋設表示
㋑0 管の埋設表示
㋑1 管の埋設表示
㋑2 管の埋設表示
㋑3 管の埋設表示
㋑4 管の埋設表示
㋑5 管の埋設表示
㋑6 管の埋設表示
㋑7 管の埋設表示
㋑8 管の埋設表示
㋑9 管の埋設表示
㋒0 管の埋設表示
㋒1 管の埋設表示
㋒2 管の埋設表示
㋒3 管の埋設表示
㋒4 管の埋設表示
㋒5 管の埋設表示
㋒6 管の埋設表示
㋒7 管の埋設表示
㋒8 管の埋設表示
㋒9 管の埋設表示
㋓0 管の埋設表示
㋓1 管の埋設表示
㋓2 管の埋設表示
㋓3 管の埋設表示
㋓4 管の埋設表示
㋓5 管の埋設表示
㋓6 管の埋設表示
㋓7 管の埋設表示
㋓8 管の埋設表示
㋓9 管の埋設表示
㋔0 管の埋設表示
㋔1

冷暖房設備機器表

※アンカーボルトの選定は、特記仕様書 第1章22項の耐震措置に基づき計算とする。（計算書提出）
※更新する空調機器の据付及び吊込みは「建築設備耐震設計・施工指針 ２０１４年版」によるものとする。

記 号	機 器 名	機 器 能 力		仕 様 （その他付属品一式）	設置場所	電源	消費電力	参考質量	台数	参考型番（同等品以上）
		冷房能力	暖房能力							
GHP1	ガスヒートポンプエアコン(マルチ)	35.5KW（定格）	40.0KW（定格）	寒冷地向機種 リニューアル兼用機 分歧管 グリーン購入法適合品 付属品他	北側室外機置場	三相200V	冷 0.659KW	775kg	1	YNCP355L1NB
	13馬力 室外機			都市ガス種 消臭触媒仕様 冷媒種類：R410R 外形寸法：幅1690×奥行830×高さ2280mm			暖 0.42KW			
				100×50mmSUS溝形鋼架台(基礎と機器の間に電気配線空間確保) 防振ゴム 接着アンカー						
				二次側配線工事 液管：φ12.7 ガス管：φ25.4 ドレン排水工事						
GHP1-1	4方向天井カセット形	7.1KW	8.0KW	液晶ワイヤードリモコン 防振吊金具 耐震振れ止め金具 二次側配線工事	乳児室	単相200V	冷 0.072KW	20+5kg	1	YZCP71NA
	2.5馬力 Dタイプ 室内機			標準化粧パネル ドレンアップ ロングライフフィルター	ひばり：1歳		暖 0.068KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ9.5 ガス管：φ15.9 ドレン管：25VP						
GHP1-2	4方向天井カセット形	5.6KW	6.3KW	液晶ワイヤードリモコン 防振吊金具 耐震振れ止め金具 二次側配線工事	乳児室	単相200V	冷 0.052KW	19+5kg	1	YZCP56NA
	2馬力 Dタイプ 室内機			標準化粧パネル ドレンアップ ロングライフフィルター	ひばり：1歳		暖 0.038KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ6.4 ガス管：φ12.7 ドレン管：25VP						
GHP1-3	壁掛形	7.1KW	8.0KW	液晶ワイヤードリモコン 二次側配線工事	事務室	単相200V	冷 0.06KW	14kg	1	YZAP71MA
	2.5馬力 Dタイプ 室内機			フロントパネル ドレンアップキッド フィルター：防カビ+抗菌樹脂ネット			暖 0.06KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ9.5 ガス管：φ15.9 ドレン管：13VP						
GHP1-4	壁掛形	4.5KW	5.0KW	液晶ワイヤードリモコン 二次側配線工事	2歳児室	単相200V	冷 0.036KW	14+5kg	2	YZAP45EB
	1.6馬力 Dタイプ 室内機			フロントパネル フィルター：防カビ+抗菌樹脂ネット	あひる：0歳		暖 0.043KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ6.4 ガス管：φ12.7 ドレン管：13VP						
GHP1-5	壁掛形	3.6KW	4.0KW	液晶ワイヤードリモコン 二次側配線工事	食品庫	単相200V	冷 0.022KW	12+10kg	1	YZAP36EB
	1.3馬力 Dタイプ 室内機			フロントパネル フィルター：防カビ+抗菌樹脂ネット			暖 0.022KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ6.4 ガス管：φ12.7 ドレン管：25VP						
GHP2	ガスヒートポンプエアコン	14.0KW（定格）	16.0KW（定格）	寒冷地向機種 リニューアル兼用機 付属品他	北側室外機置場	単相200V	冷 0.44KW	380kg	1	YRMP140G1NCB
	5馬力 室外機			都市ガス種 消臭触媒仕様 冷媒種類：R410R 外形寸法：幅1100×奥行500×高さ1740mm			暖 0.44KW			
				防振ゴム 接着アンカー工事 二次側配線工事 液管：φ12.7 ガス管：φ15.9						
GHP2-1	天井吊形厨房用	14.0KW（定格）	16.0KW（定格）	液晶ワイヤードリモコン 防振吊金具 外装：ステンレス(ヘアライン仕上げ)	厨房	単相200V	冷 0.286KW	57kg	1	YZHTP140NB
	5馬力 Dタイプ 室内機			スポット吹出口×2組 ドレンアップキッド関連セット 厨房用オイルガードフィルター			暖 0.285KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ9.5 ガス管：φ15.9 ドレン管：25VP						
GHP3	ガスヒートポンプエアコン(マルチ)	45.0KW（定格）	50.0KW（定格）	寒冷地向機種 リニューアル兼用機 分歧管 グリーン購入法適合品 付属品他	東側室外機置場	単相200V	冷 1.430KW	775kg	1	YNCP450L1DB
	16馬力 室外機			都市ガス種 消臭触媒仕様 冷媒種類：R410R 外形寸法：幅1690×奥行830×高さ2280mm			暖 0.491KW			
				100×50mmSUS溝形鋼架台(基礎と機器の間に電気配線空間確保) 防振ゴム 接着アンカー						
				二次側配線工事 液管：φ12.7 ガス管：φ28.6 ドレン排水工事						
GHP3-1	壁掛形	7.1KW	8.0KW	液晶ワイヤードリモコン 二次側配線工事	子育て支援センター	単相200V	冷 0.060KW	14kg	2	YZAP71MA
	2.5馬力 Dタイプ 室内機			フロントパネル ドレンアップキッド フィルター：防カビ+抗菌樹脂ネット			暖 0.060KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ9.5 ガス管：φ15.9 ドレン管：13VP						
GHP3-2	2方向天井カセット形	2.8KW	3.2KW	液晶ワイヤードリモコン 防振吊金具 更新用吊金具 二次側配線工事	相談室	単相200V	冷 0.039KW	19+10kg	1	YZWP28EA
	1馬力 Dタイプ 室内機			標準化粧パネル ドレンアップ ロングライフフィルター			暖 0.035KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ6.4 ガス管：φ12.7 ドレン管：25VP						
GHP3-3	天井吊形	16.0KW	18.0KW	液晶ワイヤードリモコン 防振吊金具 更新用吊金具 外装：フレッシュホワイト	リズム室	単相200V	冷 0.242KW	43kg	2	YZHP160NA
	2.5馬力 Dタイプ 室内機			オートグリルキット+リモコン ドレンアップキッド ロングライフフィルター			暖 0.287KW			
				フレアレスジョイント 液管：φ9.5 ガス管：φ15.9 ドレン管：20VP						
F	フロンガス警報器	—	—	冷媒漏えい検知器 日本冷凍空調工業会ガイドライン「JRA GL-13の規定検知器に対応品」	食品庫	単相100V	約5W	200g	2	CHR-100
				検知対象ガス：R410A 警報ブザー機能、ブザー停止機能、テスト機能 コンセント分歧工事	相談室					
	連通用給排気グリル	—	—	自然換気用必要開口：高所(天井附近)と低所(床面附近)の間仕切り壁2ヶ所へ設置	相談室	—	—	—	2組	P-18GH5×2
	JRA GL-13対処(換気設備又は冷媒遮断弁)			連通ガラリφ150×2、壁穴開け×2 又は、冷媒管用(液管・ガス管)遮断弁のどちらかで対処						
	連通用給排気グリル+防虫網ベントキャップ	—	—	自然換気用必要開口：高所(天井附近)と低所(床面附近)の外壁2ヶ所へ設置	食品庫	—	—	—	2組	P-18GH5、P-18VAQ3
	JRA GL-13対処(換気設備又は冷媒遮断弁)			連通ガラリφ150×2、壁穴開け×2 又は、冷媒管用(液管・ガス管)遮断弁のどちらかで対処						

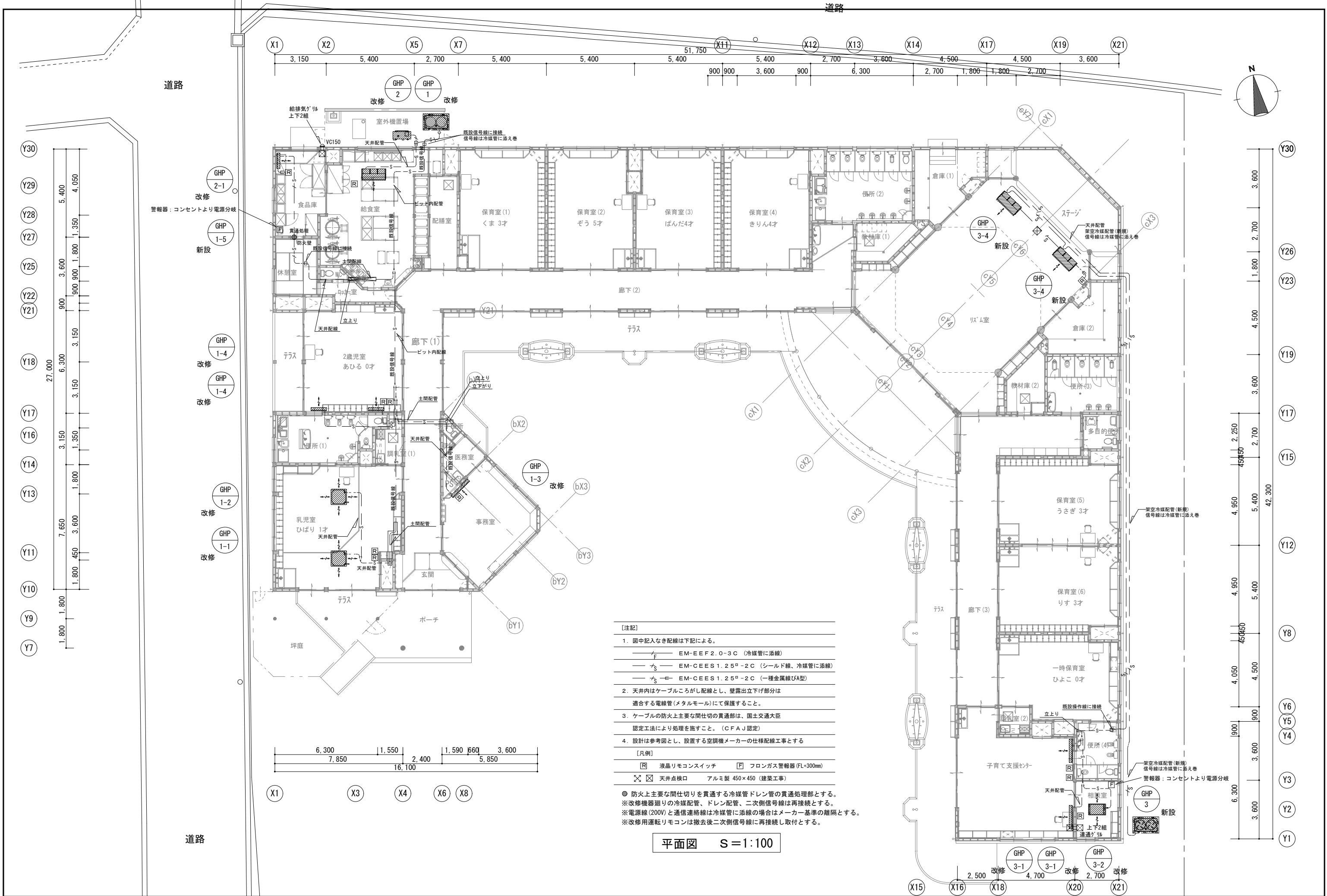




冷媒配管サイズ表（既存・改修）		
番号	液管	ガス管
①	φ12.7	φ28.6
②	φ12.7	φ25.4
③	φ9.52	φ22.2
④	φ9.52	φ19.05
⑤	φ9.52	φ15.88
⑥	φ6.35	φ12.7

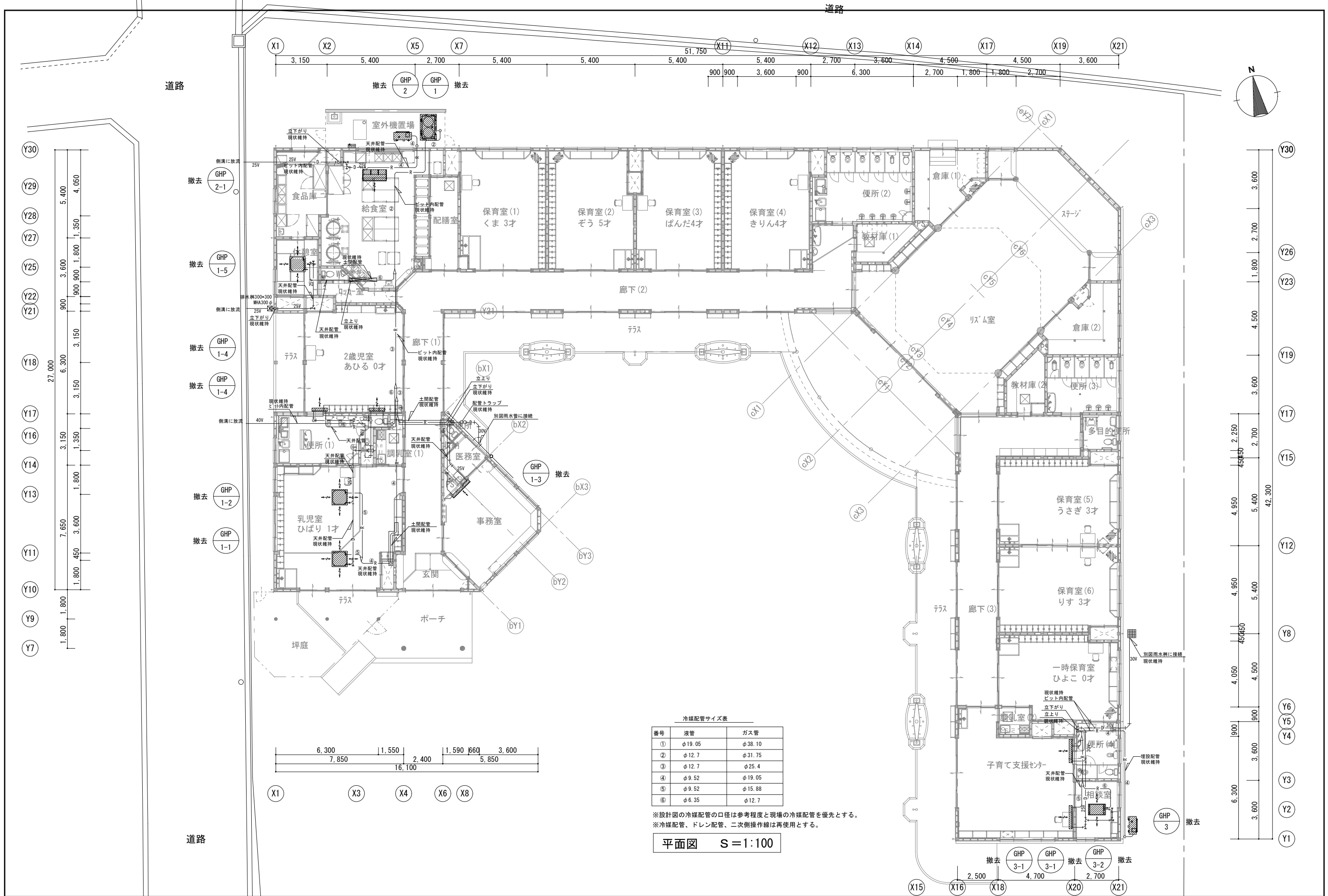
● 防火上主要な間仕切りを貫通する冷媒管ドレン管の貫通処理部とする。
※設計図の冷媒配管の口径は参考程度とし現場の口径と調整後接続とする。
※増設機器の冷媒配管、ドレン配管、二次側通信線は新規とする。
※実線の配管類は新設とし、点線の配管類は現状維持の配管する。
※改修機器の廻りの冷媒配管、ドレン配管、二次側通信線は再接続とする。
※運転りモコンは二次側通信線に再接続し取付とする。
※壁掛型室内機の交換に際し既存壁の開口部を壁パネルにて復旧とする。

平面図 S=1:100



	記 号	設置階	名称、設置場所	機 器 仕 様	設 置 箇 所	電 気 容 量					台数	参考品番
						相	V	消費電力KW	運転電流A	参考質量kg		
	GHP1	1	13馬力 ガスヒートポンプエアコン室外機 (マルチタイプ)	室外ユニット 冷房能力 35.5KW 暖房能力 42.5KW ガス消費量 (13A) 33／31.1KW 冷媒：R407C (冷媒回収・破壊処理・回収証明書) 付属品 他 外形寸法：幅1470×奥行800×高さ1980mm 室外機用コンクリート基礎は現状維持とする。	北側室外機置場	3	200	0.86	2.56	790	1	YNZP355E2N
	GHP1-1	1	2.5馬力 ガスヒートポンプエアコン室内機	4方向天井カセット形 冷房能力 7.1KW 暖房能力 8.5KW 付属品 リモコン フィルター ドレンアップメカ 他	ひばり：1歳	1	200	0.065	0.53	25+5.5	1	YZCP71L
	GHP1-2	1	2.0馬力 ガスヒートポンプエアコン室内機	4方向天井カセット形 冷房能力 5.6KW 暖房能力 6.7KW 付属品 リモコン フィルター ドレンアップメカ 他	ひばり：1歳	1	200	0.052	0.33	24+5.5	1	YZCP56L
	GHP1-3	1	2.5馬力 ガスヒートポンプエアコン室内機	壁掛形 冷房能力 7.1KW 暖房能力 8.5KW 付属品 リモコン フィルター ドレンアップメカ 他	事務室	1	200	0.06	0.50	21	1	YZAJ71KC
	GHP1-4	1	1.6馬力 ガスヒートポンプエアコン室内機	壁掛形 冷房能力 4.5KW 暖房能力 5.3KW 付属品 リモコン フィルター 他	あひる：2歳	1	200	0.043	0.30	21	2	YZAJ45KC
	GHP1-5	1	1馬力 ガスヒートポンプエアコン室外機	4方向天井カセット形 冷房能力 2.8KW 暖房能力 3.4KW 付属品 リモコン フィルター 他	休憩室	1	200	0.078	0.40	20+8	1	YZCP28L
	GHP2	1	5馬力 ガスヒートポンプエアコン室外機 (シングル)	室外ユニット 冷房能力 14.0KW 暖房能力 18.0KW ガス消費量 (13A) 15／15.2KW 冷媒：R407C (冷媒回収・破壊処理・回収証明書) 付属品 他 外形寸法：幅950×奥行500×高さ1740mm 室外機用コンクリート基礎は現状維持とする。	北側室外機置場	1	200	0.73	3.7	360	1	YNMP140E2N
	GHP2-1	1	5馬力 ガスヒートポンプエアコン室内機	天井吊形 (厨房用ステンレス製) 冷房能力 14.0KW 暖房能力 17.0KW 付属品 リモコン フィルター ドレンアップメカ 他	厨房	1	200	0.24	1.20	60	1	YZHTP140
	GHP3	1	5馬力 ガスヒートポンプエアコン室外機 (マルチ)	室外ユニット 冷房能力 14.0KW 暖房能力 18.0KW ガス消費量 (13A) 15／15.2KW 冷媒：R407C (冷媒回収・破壊処理・回収証明書) 付属品 他 外形寸法：幅950×奥行500×高さ1740mm 室外機用コンクリート基礎は現状維持とする。	東側室外機置場	1	200	0.73	3.7	360	1	YNMP140E2N
	GHP3-1	1	2.5馬力 ガスヒートポンプエアコン室内機	壁掛形 冷房能力 7.1KW 暖房能力 8.5KW 付属品 リモコン フィルター ドレンアップメカ 他	子育て支援センター	1	200	0.05	0.30	24	2	YZAJ71KC
	GHP3-2	1	1馬力 ガスヒートポンプエアコン室内機	2方向天井カセット形 冷房能力 2.8KW 暖房能力 3.4KW 付属品 リモコン フィルター ドレンアップメカ 他	相談室	1	200	0.083	0.04	26+8	1	YZWJ28KC





冷媒配管サイズ表		
番号	液管	ガス管
①	φ19.05	φ38.10
②	φ12.7	φ31.75
③	φ12.7	φ25.4
④	φ9.52	φ19.05
⑤	φ9.52	φ15.88
⑥	φ6.35	φ12.7

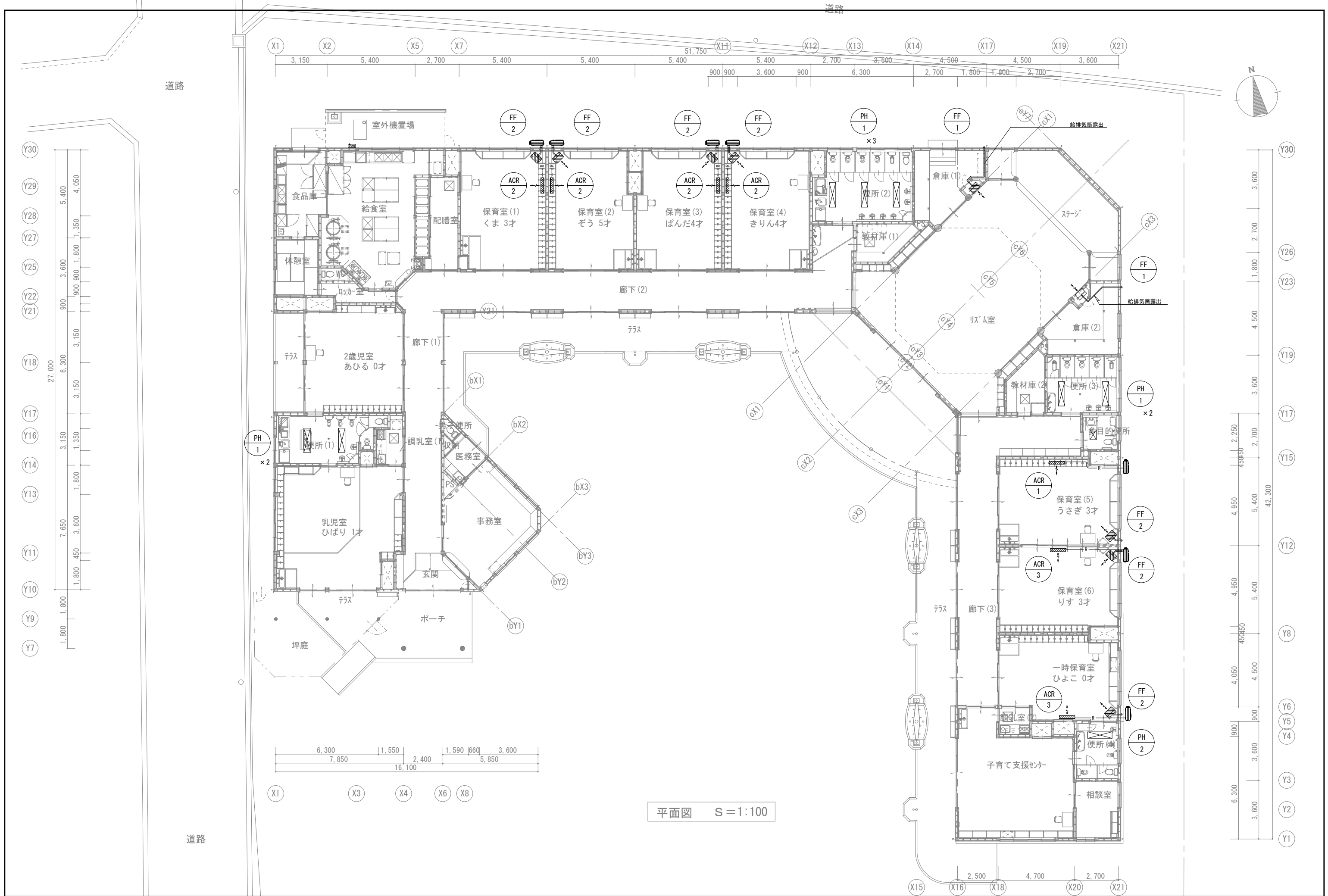
※設計図の冷媒配管の口径は参考程度と現場の冷媒配管を優先とする。
※冷媒配管、ドレン配管、二次側操作線は再使用とする。

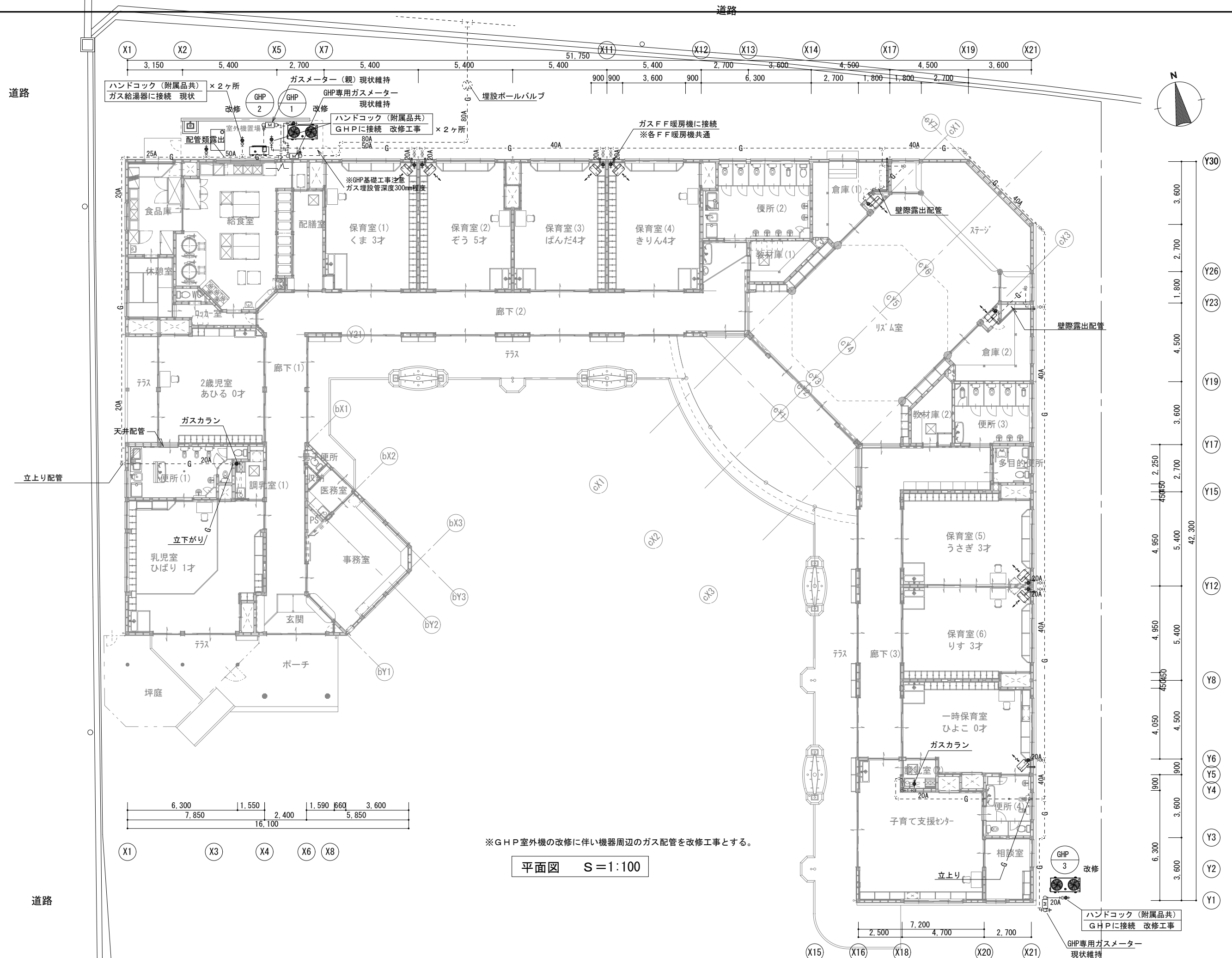
平面図 S=1:100

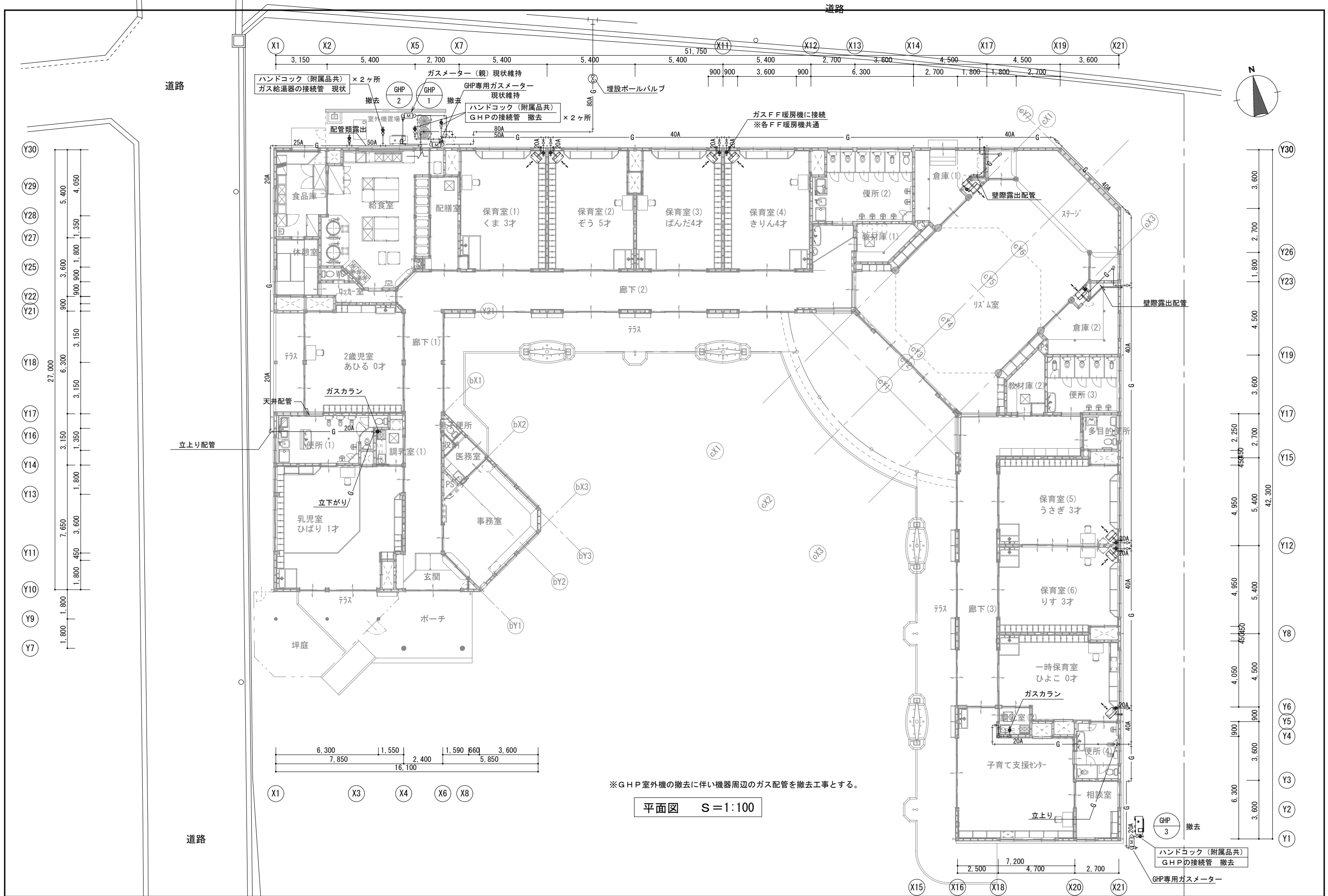


	記 号	設置階	名称、設置場所	機 器 仕 様	設 置 箇 所	電 気 容 量					台数	参考品番
						相	V	消費電力KW	運転電流A	製造年		
	ACR-1	1	空冷ヒートポンプエアコン ルームエアコン	壁掛形 冷媒：R32 電源：室内機 冷房能力 8.0KW 暖房能力 9.5KW 低暖能力 8.8KW 液側配管：φ6.35 ガス側配管：φ12.7 付属品 リモコン フィルター 他	うさぎ：3歳	1	200	冷：2.90 暖：2.58 低暖：8.8	冷：14.6 暖：13.0 低暖：3.56	2016年	1	RAS-XC80G2 RAC-XC8032 日立’ヨソソコントールク’空調
	ACR-2	1	空冷ヒートポンプエアコン ルームエアコン	壁掛形 冷媒：R32 電源：室内機 冷房能力 7.1KW 暖房能力 8.5KW 低暖能力 7.6KW 液側配管：φ6.35 ガス側配管：φ12.7 付属品 リモコン フィルター 他	く ま：5歳 ぞ う：5歳 ぱんだ：4歳 きりん：4歳	1	200	冷：2.75 暖：2.50 低暖：7.6	冷：14.5 暖：13.2 低暖：3.57	2019年	4	RAS-VL71H2G2 RAC-VL71HS 日立’ヨソソコントールク’空調
	ACR-3	1	空冷ヒートポンプエアコン ルームエアコン	壁掛形 冷媒：R32 電源：室内機 冷房能力 7.1KW 暖房能力 8.5KW 低暖能力 7.4KW 液側配管：φ6.4 ガス側配管：φ12.7 付属品 リモコン フィルター 他	り す：3歳 ひよこ：0歳	1	200	冷：2.71 暖：2.52 低暖：3.05	冷：14.5 暖：13.2 低暖：3.05	2018年	2	S71VTSXP-F
	FF-1	1	強制給排気方式ガス暖房機	床置形（学校暖房仕様） 暖房能力 15.0KW 付属品 給排気トップセット 給排気延長管 エルボ 据置台 背面カバー 防護ネット 他	リズム室	1	100	0.23			2	THU-F135G-TS 東芝キャリア
	FF-2	1	強制給排気方式ガス暖房機	床置形（学校暖房仕様） 暖房能力 11.8KW 付属品 給排気トップセット 給排気延長管 エルボ 据置台 背面カバー 防護ネット 他	各保育室	1	100	0.21			7	THU-F115G-TS 東芝キャリア
	PH-1	1	パネルヒーター	天井埋込形 暖房能力 2.0KW 付属品 サーモスタット WR-66	トイレ (1,2,3,4)	1	200	2.0			8	SP-2002M
	PH-2	1	パネルヒーター	天井埋込形 暖房能力 1.2KW 付属品 サーモスタット WR-66	多目的トイレ	1	200	1.2			1	SP-1202M







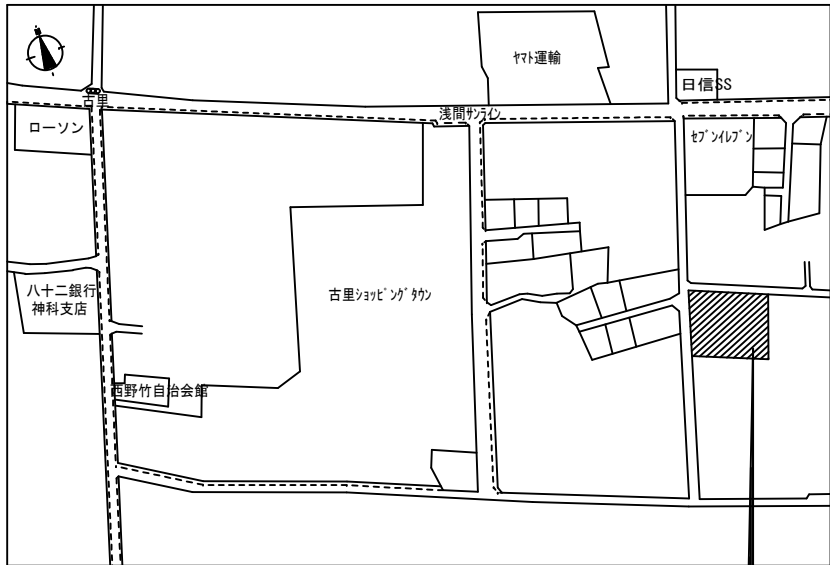


※GHP室外機の撤去に伴い機器周辺のガス配管を撤去工事とする。

平面図 S=1:100

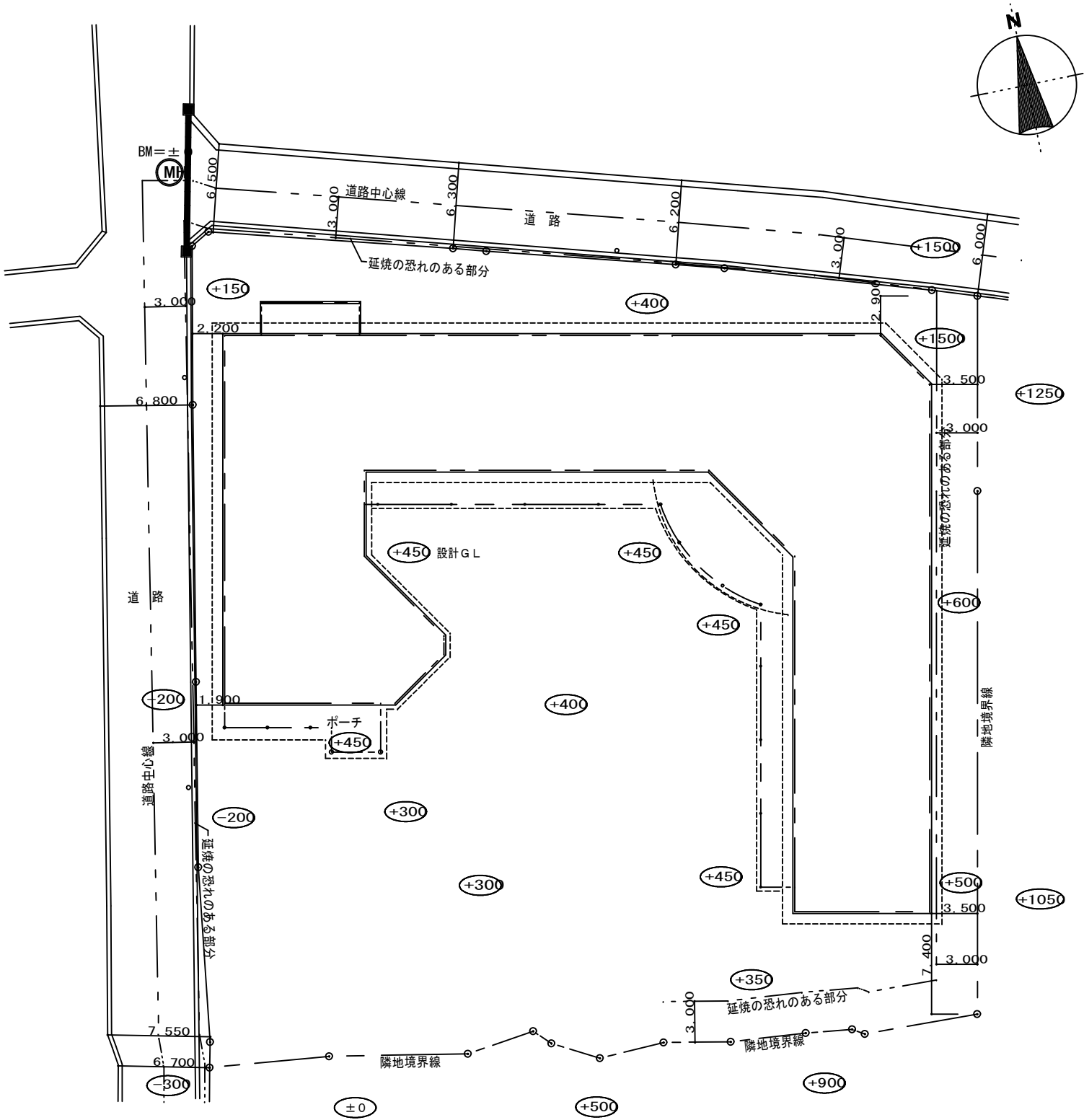
工 事 概 要

工事名	神科第二保育園空調設備改修工事
工事場所	神科第二保育園 上田市古里137-6
構造・規模	木造 平屋建て 敷地面積 3,300.01 m ²
改修概要	空調設備改修工事 : (室外機基礎増設、フェンス改修 等)
注意事項	・工事着手前に施設管理者及び監督員と施工手順について協議を行い、承諾を得ること。 ・工事予定施設は工事中も運営しているので、工程、仮設計画、工事時間養生等は施設利用者に配慮したものとする。 ・断水、停電と伴う工事については、施設管理者及び監督員と事前に協議を行い、承諾を得ること。 ・休日作業については、事前に施設管理者及び監督員に報告すること。 ・騒音や粉塵を伴う作業については休日に行うこと。また粉塵を伴う作業に際しては養生方法を十分検討すること。 ・各改修工事にあたり、状況により施工困難、不具合が生じた場合は、監督員と協議のうえ適正に施工を行うこと。 ・施工箇所の清掃等は日々の清掃を徹底し、施設利用者に危険が及ばぬように注意すること。 ・その他記入なき事項で必要と思われる事項は監督員と協議し、指示通り行うこと。



申請場所：上田市 古里 137-6 他2筆

案内図



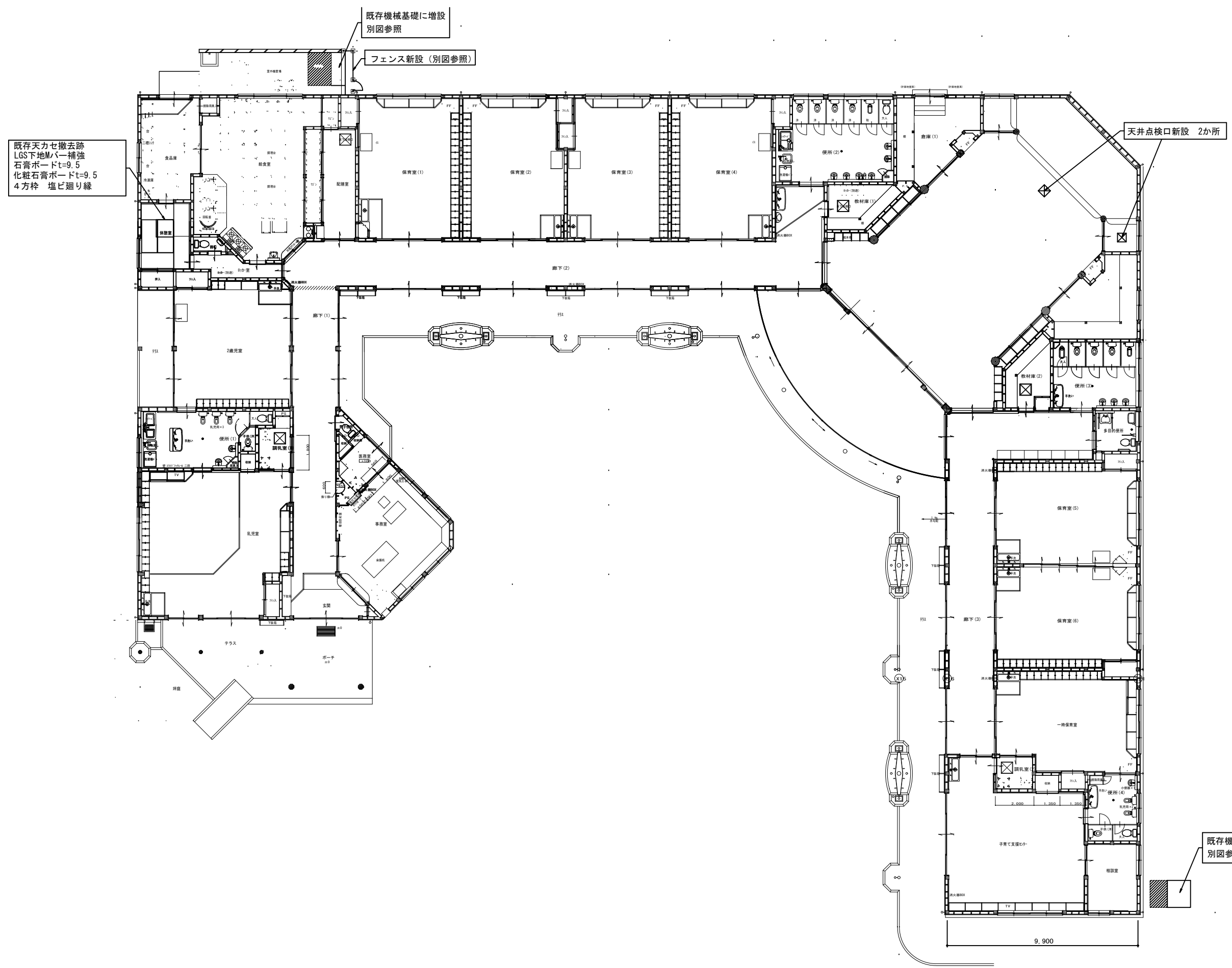
配置図

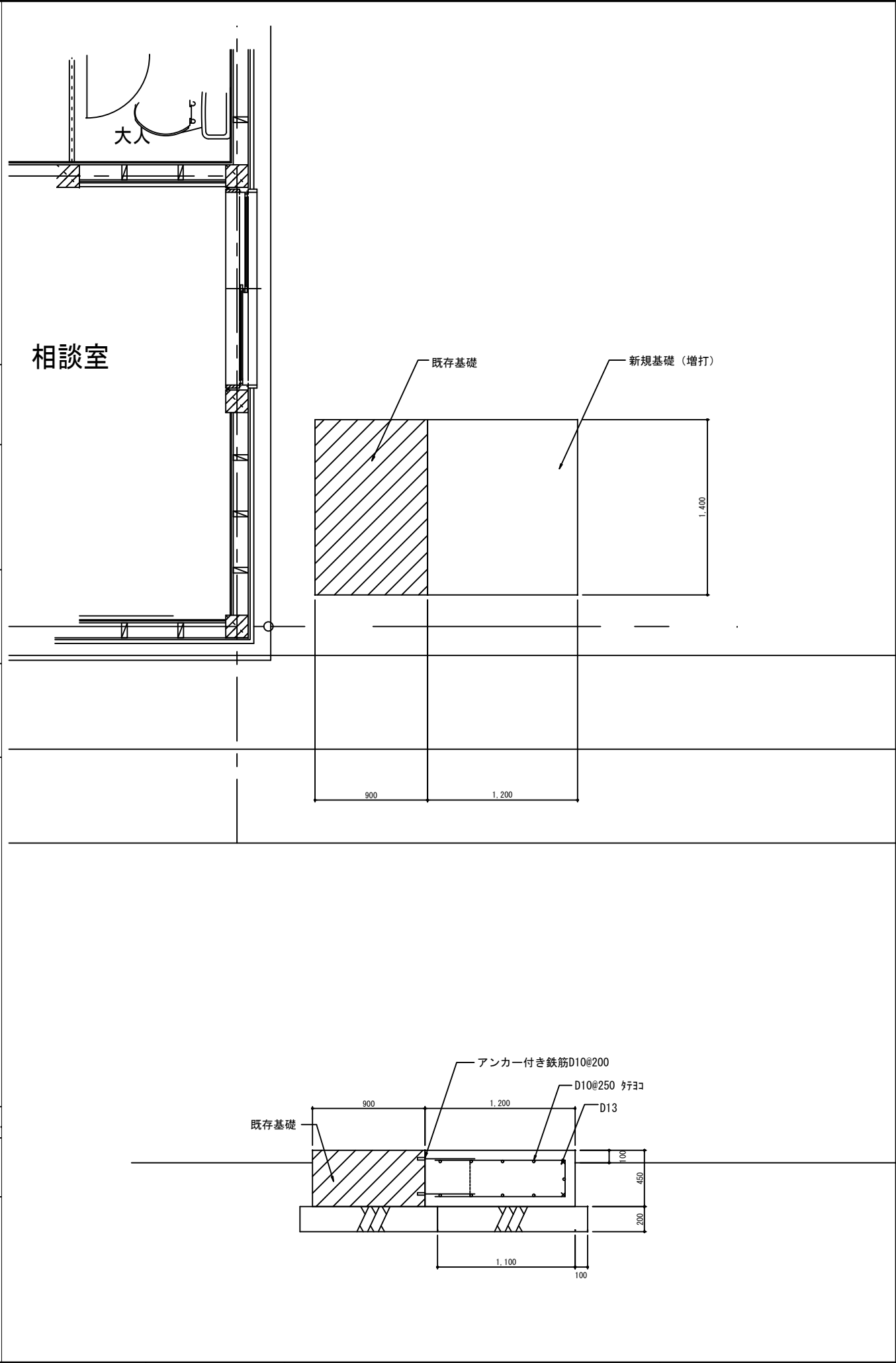
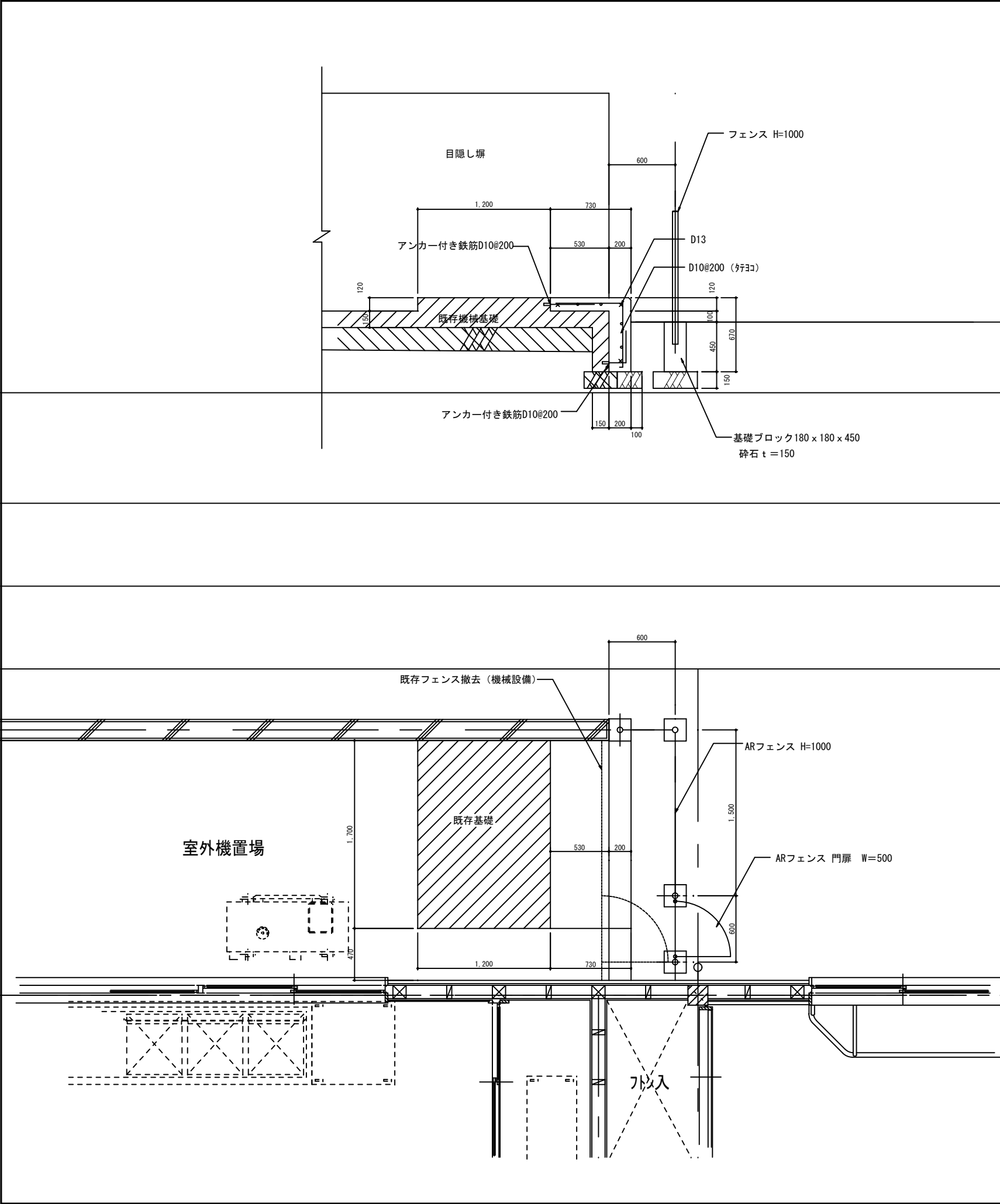
S=1:200

設計G.L.=BM+450

※敷地内は計画高、敷地外は現況高を表示している。







神科第二保育園GHPエアコン改修・新設工事 電気設備工事特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 上田市神科

2. 建物概要

[illegible]

3. 工事種目
(○印のついたものを適用する。)

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外			
		保育園			
電灯設備	幹線、分岐	○	×	×	×
動力設備	幹線、分岐	○	×	×	×
電熱設備		×	×	×	×
雷保護設備		×	×	×	×
受変電設備		×	×	×	×
電力貯蔵設備		×	×	×	×
静止形電源設備	直流電源装置	×	×	×	×
充電設備		×	×	×	×
		×	×	×	×
構内情報通信網設備	L A N 用配管	×	×	×	×
構内交換設備	電話設備	×	×	×	×
情報表示設備	時計設備	×	×	×	×
映像・音響設備		×	×	×	×
拡声設備		×	×	×	×
誘導支援設備	インターホン・トイレ呼出し設備	×	×	×	×
テレビ共同受信設備		×	×	×	×
監視カメラ設備		×	×	×	×
駐車場管制設備		×	×	×	×
防犯・入退室管理設備	予備配管	×	×	×	×
自動火災報知設備		×	×	×	×
自動閉鎖設備		×	×	×	×
非常警報設備	非常放送装置	×	×	×	×
ガス漏れ警報設備		×	×	×	×
中央監視制御設備		×	×	×	×
撤去工事		×	×	×	×
構内配電線路		×	×	×	×
構内通信線路		×	×	×	×
昇降機設備		×	×	×	×

4. 図面目録 ・ 別紙参照 ① 下記の通り

番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
1	電気設備工事特記仕様書	11	
2	電気設備 改修平面図	12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

Ⅱ 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁官繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新年度版）」（以下、「標準仕様書」という。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新年度版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新年度版）」（以下、「標準図」という。）による。
- (2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
2. 特記仕様
- 図面及び仕様書は別紙「特記仕様書（共通事項）」によるほか次の各項目による。
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項 目		特 記 事 項										
①	機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。										
②	機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、これを証明する資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員に承諾を受ける。										
		<table><tr><th>材 料 ・ 機 材 名</th><th>材 料 ・ 機 材 名</th></tr><tr><td>・ LED照明器具</td><td>・ 電気錠</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr><tr><td>○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td><td></td></tr></table>	材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名	・ LED照明器具	・ 電気錠	・	・	・	○ その他、監督員の指示によるもの	○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材	
材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名											
・ LED照明器具	・ 電気錠											
・	・											
・	○ その他、監督員の指示によるもの											
○ (社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材												
		1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。 5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。										

項 目		特 記 事 項																																																										
③	化学物質を発散する 建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗料及び樹脂は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のもの、原則として規制対象外のものを使用するものとする。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該 当 す る 建 築 材 料</th></tr><tr><td rowspan="2">規 制 対 象 外</td><td>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ IJISのEOE規格品 ④ IJASのFOO規格品</td></tr></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料	規 制 対 象 外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ IJISのEOE規格品 ④ IJASのFOO規格品																																																					
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料																																																											
規 制 対 象 外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																																																											
	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ IJISのEOE規格品 ④ IJASのFOO規格品																																																											
④	施工条件明示項目	※ 現場説明書による																																																										
⑤	電気保安技術者	工事現場の電気工作物(電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする																																																										
⑥	電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。																																																										
⑦	実施工程表及び 施工計画書	(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承認を受けること。																																																										
⑧	使用材料発注先調査書	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。																																																										
⑨	発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの ○ 無 ・ 有 () (2) 引渡しを要するもの以外 ○ 構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3) 特別管理産業廃棄物 ○ 無 ・ 有 (PCB使用機器：関係法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す) (4) 再利用又は再資源化を図るもの ○ 無 ・ 有 (・ 廃棄光管 ・ コンクリート ・ 木材 ・ アスファルト ・ 金属くず ・ ダンボール類)																																																										
10.	監督員事務所	※ 設けない ・ 設ける (規模：) ・ 備品 ()																																																										
11.	工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ・ できる ・ できない																																																										
⑫	足場・さん横綱	○ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 ・ 内部仮設足場等 (・ 架台足場 ・ 移動式足場 ・ 移動式室内足場) ・ 外部足場 (・ A種[施工箇所内に枠組足場を設ける] ・ B種[施工箇所内に単管本足場を設ける] ・ C種[仮設ゴンドラを使用する] ・ D種[移動式足場を使用する])																																																										
⑬	工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び公害公害その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、請負者の負担とする。																																																										
⑭	工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																																										
⑮	完成図等	※ 完成図 (※ 設計図書で示したものを全て ・ 標記表1.7.1による ・ 監督員の指示による) 作成方法 ※ 製本 (※ 見開きA3縮小1版 (※ 表紙紙文字製本) ・ 見開きA1版 1部 (ビニール製本)) ※ CADデータ (※ CD-R 2部) () ※ 保全に関する資料(2部) () ※ 監督員の指示による ・																																																										
⑯	しゅん工時提出物	※ 監督員の指示による																																																										
⑰	再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。																																																										
⑱	耐震施工	設備機器の固定役は、「建築設備新設設計・施工指針2014年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震設計計算書を監督職員に提出し、承認を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kg]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。 設計用標準水平地震度																																																										
<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">・ 特定の施設</th><th colspan="2">○ 一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="3">中 間 階</td><td>機器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="3">地下・1階</td><td>機器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>			設置場所	機器種別	・ 特定の施設		○ 一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	中 間 階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別	・ 特定の施設			○ 一般の施設																																																							
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																							
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																							
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																																							
中 間 階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																							
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																							
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																							
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																																							
(※1)水槽類にはオイルタンク等を含む。 ○ 重要機器の定義は次による。 ・ 受変電設備 ・ 発電設備 ・ 直流電源設備 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ○ 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)章第8.2.4及び12節による。 確認試験 ・ 引張試験 ・ 性能確認試験(本) ・ 施工後確認試験(本)を確認強度(KN)にて行う ・ 施工士の適用(第1種、第2種) あと施工アンカー-施工士による ※ (社)日本建築あと施工アンカー協会認定資格																																																												
19.	あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)章第8.2.4及び12節による。 確認試験 ・ 引張試験 ・ 性能確認試験(本) ・ 施工後確認試験(本)を確認強度(KN)にて行う ・ 施工士の適用(第1種、第2種) あと施工アンカー-施工士による ※ (社)日本建築あと施工アンカー協会認定資格																																																										

項 目		特 記 事 項
20.	防火区画等の貫通処理	電線等が防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合、その施工状況について貫通個所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。 (1) EM-EFFは紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「タインガイセン EM-EFF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UIP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格による EMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたものを使用する
㉑	電線・ケーブル	(1) EM-EFFは紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「タインガイセン EM-EFF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UIP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格による EMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたものを使用する
22.	予備配管	埋込分電盤からの上り予備配管は、予備の配線用通断器4個以下の場合は(25)を1本、5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 下記の露出配管は塗装を行う。 ・ 屋外 ・ 屋内（ 機械室 ） ・ A種〔山砂の類：水締め、機器による締固め〕 ※ B種〔掘切り土の中の良質土：機器による締固め〕 ・ C種〔他現場の建設発生土の中の良質土：機器による締固め〕 ・ D種〔再生コンクリート砂：水締め、機器による締固め〕 ・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める
23.	呼び線	
24.	金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・ 屋外 ・ 屋内（ 機械室 ） ・ A種〔山砂の類：水締め、機器による締固め〕 ※ B種〔掘切り土の中の良質土：機器による締固め〕 ・ C種〔他現場の建設発生土の中の良質土：機器による締固め〕 ・ D種〔再生コンクリート砂：水締め、機器による締固め〕 ・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める
25.	埋め戻し土	※ 場外搬出処理 ・ 構内の指定場所に敷き均し (1) 地中配路上には、次の材料によるケーブル埋設層を設ける。 ・ 鉄製 ・ コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中埋設埋設シートを敷設する。 (3) 埋設埋設層が750mmを超える場合は、地中埋設埋設シートは2本以上敷設する。 (4) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (5) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。
28.	ブルボックス	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製
29.	フラッシュプレート	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製
30.	プレートの用途表示	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製
31.	配線器具	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・ 金属製 ・ 樹脂製
㉒	機器への接続	壁付けコンセント(2P15A)は原則として通形形とする。ただし、2口の場合は横式を、また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。
33.	照度測定	・ 測定場所： ・ 各室(測定箇所数) ・ 箇所) ・ 廊下 ・ 階段 用 途： ・ 非常用照明 ・ 一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定(測定教室： 箇所、 測定黒板面： 箇所) ※ 教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する
34.	壁類	(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。 〈資材〉 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ () 〈建設機器〉 ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。
㉓	グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 ・ 照明制御システム ・ 変圧器 ・ () 〈建設機器〉 ・ 排出ガス対策型建設機器 ・ 低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。
36.	他工事又は他工種との 取り合い	工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。

3. ハンドホール

下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)

ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう)

・ コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。

・ ブロックの仕様は国土交通省仕様にするものとする。

・ ハンドホールにノックアウト部を設けてはならない。

・ 配管貫通部は、原則として根巻きコンクリート(F=18N/mm以上)とし、差し筋D10タテコ#200で補強する。

・ 補強方法については、あらかじめ監督員にハンドホール製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No. -	1,500×1,500×1,500 底部 GL-1,740以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,200×1,200×1,500 底部 GL-1,700以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,400 底部 GL-1,600以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×1,100 底部 GL-1,300以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	1,000×1,000×900 底部 GL-1,060以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900×900×1,100 底部 GL-1,260以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (アルミ梯子付)
・	ハンドホール No. -	900×900×900 底部 GL-1,060以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (既製足増付)
・	ハンドホール No. -	600×600×680 蓋 WPM-60A (Eマーク入) (既製足増付)
・	ハンドホール No. -	450×450×680 ※ 植栽帯等車両の通行の恐れがない場所、 蓋 WPM-45B (Eマーク入) 収容ケーブルが少ない場所に限る
・	ハンドホール No. -	× × D 蓋 (Eマーク入)
・	ハンドホール No. -	× × D 蓋 (Eマーク入)

4. 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名 称	測 点	取付高(mm)
共 通	取引用計器	地上～上端	2,000
	取引閉閉器	床土～上端	1,800
	警報盤	床土～中心	1,500
	分電盤	床土～中心	1,500 (上端1,900以下)
電	タンブラスイッチ	〃	1,300
	〃 (身障者用)	〃	1,100
	コンセント(一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
灯	〃 (便所等)	〃	500
	〃 (台上)	台上～中心	150
	ブラケット(一般)	床土～中心	2,100
	〃 (鏡上)	〃	2,500
動 力	〃 (鏡上)	鏡面～中心	150
	避難口誘導灯	床土～下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床土～上端	1,000以下
	〃	床土～中心	1,500 (上端1,900以下)
電 話	身障者用スイッチ 操作スイッチ・ 押ボタン	〃	1,300
	室内端子盤 (廊下・室内)	床土～下端	300
	中間端子盤 (EPS・電気室)	床土～中心	1,500
	集合保安器箱	〃	(天井高)×0.9
火 災 報 知	壁付アウトレット ボックス(一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
	〃		
	〃		
時 計 ・ 拡 声	壁掛形時計	床土～中心	1,500 (上端1,900以下)
	子時計	〃	(天井高)×0.9
	壁掛形スピーカー アツチネーター	〃	(天井高)×0.9 1,300
	表 示	表示盤	床土～中心
壁付発信器		〃	1,300
ベル		〃	(天井高)×0.9
ブザー		〃	(天井高)×0.9
イ ン タ ー ホ ン	押ボタン	〃	1,300
	〃 (身障者用押印)	〃	900
	身障者用表示灯	〃	2,000
	復帰ボタン	〃	1,800
テ レ ビ ・ 共 同 受 信	壁付インターホン 〃 (身障者用)	床土～中心	1,500 1,100
	壁付位置表示ボックス (壁付インターホンを除く)	〃	1,100
	〃 (一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
火 災 報 知	機器収容箱 アウトレット	床土～中心	(天井高)×0.9
	〃 (一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
	受信機	床土～操作部	800～1,500
火 災 報 知	副受信機	〃	800～1,500
	機器収容箱	床土～中心	800～1,500
	発信器	〃	800～1,500
	ベル	〃	(天井高)×0.9
消 火 栓 表 示 灯	消火栓表示灯	〃	(天井高)×0.8

5. 接地極

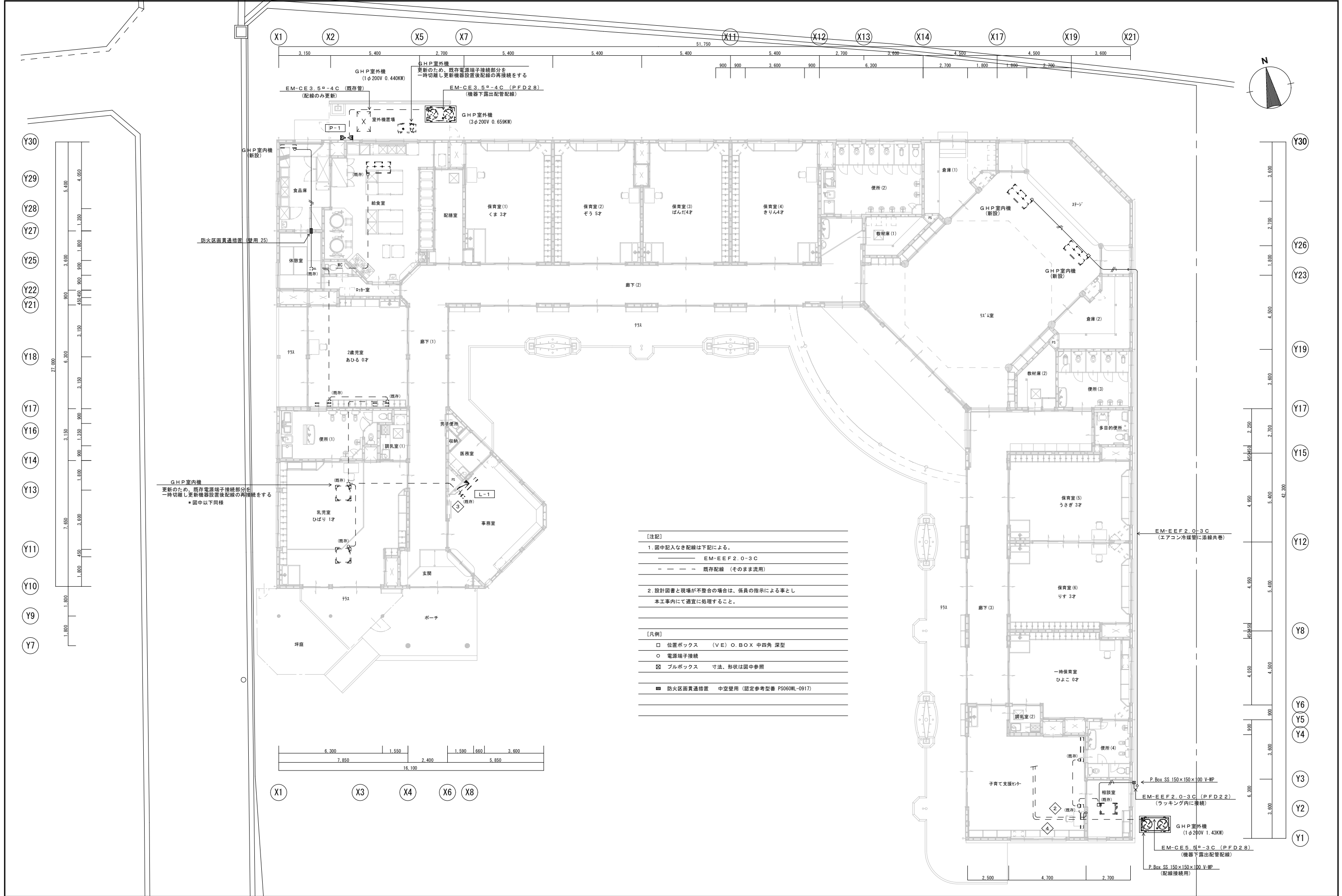
下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

・	A種接地	銅板 1.5t×900×900	補助接地棒 (連結10φ×1,500)	
		リード端子付	堀削埋度中心深さ 2m	埋設程(黄銅製又はステンレス製)
・	B種接地	銅板 1.5t×600×600	補助接地棒 (連結10φ×1,500)	
		リード端子付	堀削埋度中心深さ 2m	埋設程(黄銅製又はステンレス製)
・	C種接地	銅板 1.5t×300×300	補助接地棒 (連結10φ×1,500)	
		リード端子付	堀削埋度中心深さ 1.5m	埋設程(黄銅製又はステンレス製)
・	D種接地	接地棒 (10φ×1,500)	リード端子付	打ち込み式 埋設程(黄銅製又はステンレス製)

6. その他

① 工事現場環境の 改善について	工事現場のイメージアップ ・ 仮囲い周辺の美化 ・ 地域住民への情報提供 ・ 完成予想図の設置 ・ 情報掲示板の設置 ・ パンフレットの作成 ・ 地域住民とのコミュニケーション ・ 現場見学会の開催 ・ 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入口周辺への誘導員の配備 工事終了後（工事10ヶ月、20ヶ月（新築に限る））に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長へ提出しに報告する。 （施設管理者等からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。）
② 不具合の確認	工事終了後（工事10ヶ月、20ヶ月（新築に限る））に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長へ提出しに報告する。
③ 産業廃棄物等の 取扱い	（施設管理者等からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。） ① 産業廃棄物の処理に当たっては、諸員が自ら処理（分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為）するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）に基づき、適正に行うこと。 ② 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理法の許可証の写し、許可運搬車両一両並びに処分地の案内図等をまとめた「産業廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。 ③ しゅん工した時は、廃棄物ごと処理数量を累計し、積み込み状況の写真、処分状況の写真等を添付した「産業廃棄物処理報告書」を監督員に提出すること。
④ 環境対策関係	① 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。 ② 夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。 ③ 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。 ④ 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
⑤ 安全対策関係	① 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 ② 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回、4時間以上実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。 ③ 原則として代理人（主任）以外の第三者により、月1回以上上記による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容等別書面に記録し、実施状況の写真撮影すること。 ④ 下請業者にKY（危険予知）、TBM（作業内容の打合せ）活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真撮影すること。 ⑤ 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真撮影すること。 ⑥ 上記の②～⑤の活動については、記録、書類及び写真を整備したものをしゅん工書類として提出すること。但し、新規入場者教育等で深く個人情報に関わるものについては、工事検査時に別途記録を確認するものと、提出を要しない。
⑥ 工事検査	施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長が指定する職員による抜き打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。
⑦ 被害調査等	隣り団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
⑧ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。
⑨ 完成図等	完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。
⑩ 提出物	上記による他、監督員の指示による。





【注記】

1. 図中記入なき配線は下記による。
—— EM-EFF 2.0-3C
- - - 既存配線 (そのまま適用)

2. 設計図書と現場が不整合の場合は、係員の指示による事とし
本工事内にて適宜に処理すること。

【凡例】

□ 位置ボックス (VE) O.BOX 中四角 深型
○ 電源端子接続
⊗ ブルボックス 寸法、形状は図中参照

■ 防火区画貫通措置 中空壁用 (認定参考型番 PS060WL-0917)

